

## ※考えられる支援の例

### ① 従業員等が神楽の継承活動に参加し、又は神楽の継承活動を支援し、若しくは神楽を鑑賞するための休暇取得の奨励、勤務時間の変更等の労働環境の整備

- ・社員が神楽の練習等のために出身地に帰るために休暇取得を奨励することや勤務シフトを柔軟に変えることを社内で意志決定し、朝礼やメールなどで社内で周知（コロナ禍でも可能な支援）
- ・「県内の神楽を支援するために皆で神楽を観に行きましょう」と社内で呼びかけ、平日に開催される場合は休暇取得を認めることを掲示板に掲示
- ・就業規則に規定されているボランティア休暇の一つとして「県内で行われる神楽の準備などの手伝い」を含めることとする。（コロナ禍でも可）
- ・神楽の鑑賞で宿泊する場合に、社員の福利厚生補助金の金額に一定額を上乗せ（コロナ禍でも可）  
※要件は「労働環境の整備」を行うことであって、利用実績を問うものではない。

### ② 中山間盛り上げ隊に登録されて行う従業員等による神楽の継承活動の支援

県の「中山間盛り上げ隊」に登録され、集落等の要請に応じて従業員等が隊員として行う以下の支援

- ・竹の切り出し、飾り付け、掃除など神楽の準備の手伝い
- ・神楽が舞われる公民館まで道のりが暗く分かりにくいので、道沿いに案内版を設置
- ・神楽奉納時の賄い、振る舞いの手伝い
- ・神楽奉納の後片付けの手伝い

### ③ 授業、研究又は課外活動の一環として行う神楽の継承活動の支援

- ・県内の大学のゼミが、フィールドワークとして神楽の舞手など地域の人たちに話を聴き、そのレポートを大学のホームページなどで発信
- ・県外の大学の民俗学を専攻するゼミが、学外活動として神楽奉納の手伝いを実施

### ④ 地域の礼儀慣習に従った神楽の鑑賞

- ・（初穂料を納めての）神楽鑑賞を行程に入れた社員旅行を実施
- ・食品会社が、契約栽培を行ってる生産者が多い地域との交流を促進するため、研修旅行を企画。初穂料を納めて皆で夜神楽を鑑賞

### ⑤ その他神楽の継承に資すると認められる活動

- ・焼酎やワインのラベルなどに「神楽」を採用（コロナ禍でも可）
- ・衣装のクリーニングを無償又は割引で行う。（コロナ禍でも可）
- ・奉納の模様を撮影・DVDに記録して提供（コロナ禍でも可）
- ・建設会社が神楽奉納の際の照明設備を無償で貸与
- ・食品業者が賄い、振る舞いのために食材を提供
- ・テレビCMや新聞広告の際に「みやざきの神楽を将来に残しましょう。」というテロップやコピーを入れる。（コロナ禍でも可）
- ・神楽鑑賞のための観光客を無償で送迎
- ・神楽の継承活動のために協力金を保存団体に寄附（コロナ禍でも可）
- ・企業主催のイベントで保存会を招き対価を払って来場者への神楽鑑賞の場を提供
- ・企業広報紙に神楽を紹介（コロナ禍でも可）
- ・企業のホームページで神楽を紹介（コロナ禍でも可）